

死亡一時金、寡婦年金 お手続きガイド

手続きに必要な要件などのご確認

死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

年金の受取り内容のご確認

死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

死亡一時金

寡婦年金

請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

必要書類リスト

請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

説明事項のご確認

死亡一時金、寡婦年金 お手続きカード



手続きに必要な要件などのご確認

死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

⇒ お手続きカードNo.1,2,4,6,7,8,11,12



年金の受取り内容のご案内

死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

死亡一時金

⇒ お手続きカードNo. 3

寡婦年金

⇒ お手続きカードNo. 9,10



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

⇒ 必要書類リスト

⇒ お手続きカード 請求書等記入例



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

⇒ 説明事項のご確認

⇒ お手続きカードNo. 5,13

- 目次 -

カード No.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	死亡一時金を 受け取るための 3つの要件	●全ての者	<ul style="list-style-type: none"> ■遺族の要件 ■亡くなった方の要件 ■亡くなった方の保険料納付要件
2	生計同一関係とは	●死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹	<ul style="list-style-type: none"> ■生計同一関係の認定要件
3	いくら? —死亡一時金額の 計算—	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての者 ●死亡一時金の受給要件を満たす者 	<ul style="list-style-type: none"> ■受け取れる金額 ■保険料を納めた月数とは
4	死亡の推定と失踪宣告	<ul style="list-style-type: none"> ●3ヵ月間生死が分からぬ者の遺族 ●3ヵ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない者の遺族 	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡の推定 ■失踪宣言 ■要件判定日
5	請求後の流れ	●死亡一時金の請求書を提出した者	<ul style="list-style-type: none"> ■一時金の決定と受取り
6	寡婦年金を 受け取るための 3つの要件	●全ての者	<ul style="list-style-type: none"> ■遺族の要件 ■亡くなった方の要件 ■亡くなった方の保険料納付要件
7	保険料納付済期間、 保険料免除期間	●全ての者	<ul style="list-style-type: none"> ■保険料納付済期間 ■保険料免除期間
8	生計維持・同一関係 とは	●死亡者の妻	<ul style="list-style-type: none"> ■妻の生計維持・同一関係の認定要件
9	いくら? —年金額の計算—	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての者 ●寡婦年金の受給要件を満たす妻 	<ul style="list-style-type: none"> ■妻が受け取れる年金額 ■死亡した夫が受け取ることができた老齢基礎年金額 ■注意点
10	いつからいつまで 受け取れる?	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての者 ●寡婦年金の受給要件を満たす妻 	<ul style="list-style-type: none"> ■いつから受け取れる? ■いつまで受け取れる? ■いつから入金されるか
11	死亡の推定と失踪宣告	<ul style="list-style-type: none"> ●3ヵ月間生死が分からぬ者の妻 ●3ヵ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない者の妻 	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡の推定 ■失踪宣言 ■要件判定日
12	交通事故等による 死亡の場合の 支給停止期間	●第三者行為により死亡した者の妻	<ul style="list-style-type: none"> ■受け取れなくなるケース ■支給停止される金額
13	請求後の流れ	●寡婦年金の請求書を提出した者	<ul style="list-style-type: none"> ■年金の決定と受取り

No.1-1 死亡一時金を受け取るための3つの要件

遺族の要件

死亡一時金

死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。

※ 遺族基礎年金を受け取るための要件を満たしている遺族がいる場合には、
死亡一時金を受け取ることができません。



順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹

- 死亡一時金を受ける順位は、1~6の順です。死亡一時金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした死亡一時金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。
- 遺族の方の年齢制限はありません。

⇒ 遺族の範囲

亡くなった方の要件

亡くなった方が老齢基礎年金または障害基礎年金のいずれも受け取った（※）ことがない。

（※）生前ご本人が年金を受け取っていなかった場合でも、遺族に未支給年金を受け取る権利が発生している場合は「受け取った」とみなされます。

ただし、生前ご本人が老齢基礎年金の繰下げ受給を予定していた場合は除きます。

⇒ 未-No. 1

⇒ 老-No. 9

No.1-2 死亡一時金を受け取るための3つの要件

死亡一時金

✓ 亡くなった方の保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間にかかる保険料納付済月数などの合計が36ヶ月以上ある方。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{保険料} & + & \text{4分の1} & + & \text{半額} & + & \text{4分の3} \\ \text{納付済月数} & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} \\ (\#1) & & (\#2) & & (\#2) & & (\#2) \\ \times 1/4 & & & & \times 1/2 & & \times 3/4 \\ & & & & & & \geq 36\text{ヶ月} \end{array}$$

※1 第1号被保険者として保険料を納めた月数をいいます。

- ・ 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
- ・ 国民年金に任意加入して保険料を納めた月数
- ・ 保険料免除期間について保険料を追納した月数
- ・ 保険料未納期間について保険料を後納した月数
- ・ 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した月数
- ・ 国民年金保険料産前産後免除期間に該当する月数

※2 保険料の納付を一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

⇒ 加入・免除ガイド-No.16

※ 原則として、亡くなった日の翌日から2年を超えると時効により受け取ることができません。

※ 寡婦年金と死亡一時金の両方の受給要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

No.2-1 生計同一関係とは

死亡一時金

✓ 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) Aが死亡者より、または死亡者がAより、生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があつたこと

2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき

No.3-1 いくら？－死亡一時金額の計算－

死亡一時金

受け取れる金額

保険料を納めた月数	金額
36カ月以上180カ月未満	120,000円
180カ月以上240カ月未満	145,000円
240カ月以上300カ月未満	170,000円
300カ月以上360カ月未満	220,000円
360カ月以上420カ月未満	270,000円
420カ月以上	320,000円

※ 付加保険料を36カ月以上納めていた方は、上記に8,500円が加算されます。

No.3-2 いくら？－死亡一時金額の計算－

死亡一時金

✓ 保険料を納めた月数とは

以下の計算式で算定される月数です。

$$\begin{array}{cccc} \text{保険料} & + & \text{4分の1} & + \\ \text{納付済月数} & & \text{納付月数} & \\ (\times 1) & & (\times 2) & \\ \times 1/4 & & & \\ & & & \\ \text{半額} & + & \text{4分の3} & \\ \text{納付月数} & & \text{納付月数} & \\ (\times 2) & & (\times 2) & \\ \times 1/2 & & & \\ & & & \\ & & & \times 3/4 \end{array}$$

※1 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者期間について保険料を納めた月数をいいます。

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
- 国民年金に任意加入して保険料を納めた月数
- 保険料免除期間について保険料を追納した月数
- 保険料未納期間について保険料を後納した月数
- 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した月数
- 国民年金保険料産前産後免除期間に該当する月数

※2 保険料の納付を一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

⇒ 加入・免除ガイド-No.16

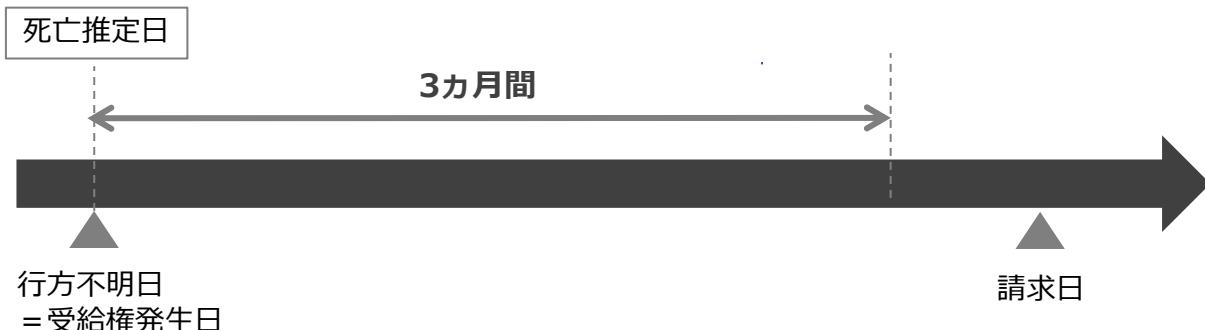
No.4-1 死亡の推定と失踪宣告

死亡一時金

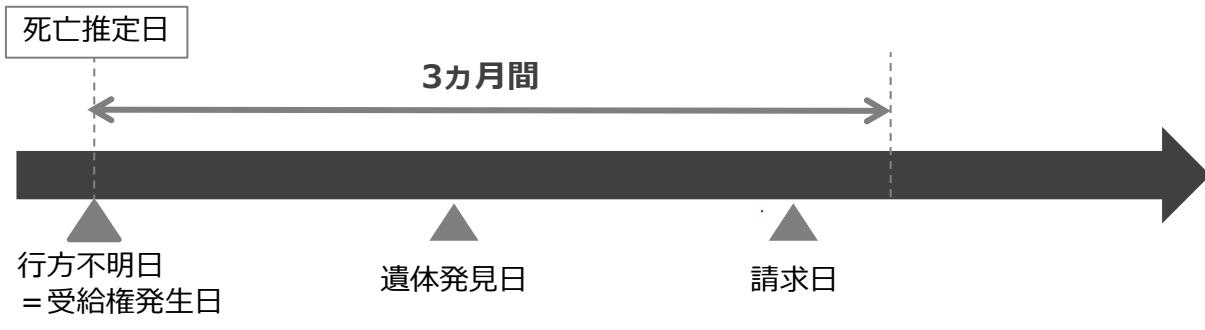
死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明等となつた際、ともに行方不明となつた方の生死が3ヶ月間分からぬ場合または死亡が3ヶ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からぬ場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となつた日に、その方は、死亡したものと推定します。

3ヶ月間生死が分からぬ場合



3ヶ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からぬ場合



- ※ 東日本大震災により行方不明となつた際、行方不明となつた方の生死が3ヶ月間分からぬ場合または死亡が3ヶ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からぬ場合には、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となつた際と同様に取り扱います。

No.4-2 死亡の推定と失踪宣告

死亡一時金

失踪宣告

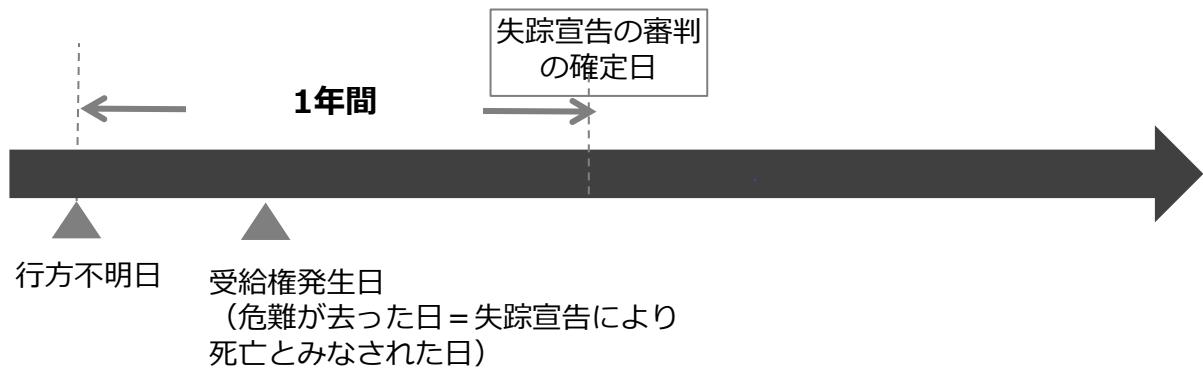
普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



要件判定日

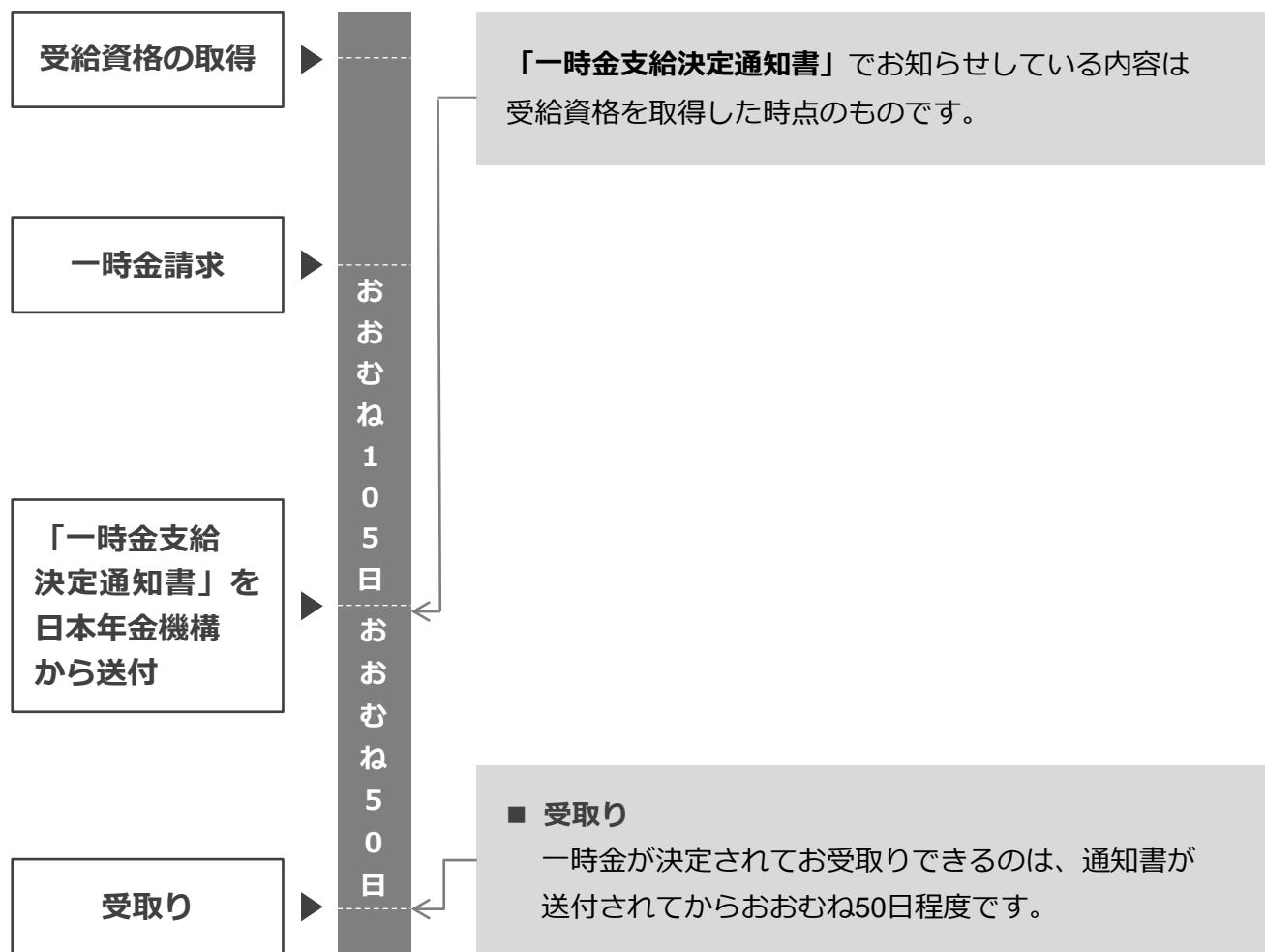
	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の保険料納付要件			行方不明日
生計同一関係	行方不明日		
身分関係			失踪宣告により死亡とみなされた日

No.5-1 請求後の流れ

死亡一時金

✓ 一時金の決定と受取り

一時金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、一時金を受け取れます。



No.5-2 請求後の流れ

死亡一時金

●一時金支給決定通知書

年 月 日
様
厚生労働大臣
国民年金死亡一時金の支給額のお知らせ (支給決定通知書)
あなたから請求のありました国民年金死亡一時金については次のとおり決定し、支給することとしましたので通知します。
死 亡 者 氏 名
死 亡 者 の 基 础 年 金 番 号
死亡一時金支給額
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があつた日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

No.6-1 寡婦年金を受け取るための3つの要件

寡婦年金

✓ 遺族の要件

妻

(以下のすべてを満たす方)

1	夫が死亡した当時、夫により生計を維持していた
2	夫が死亡した当時、65歳未満で、夫と10年以上継続した婚姻関係（事実婚を含む）があった
3	老齢基礎年金を繰上げ受給していない

- 「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

事実婚関係

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

⇒ 遺族の範囲

No.6-2 寡婦年金を受け取るための3つの要件

寡婦年金

☑ 亡くなった方の要件

亡くなった方が、次のいずれにも該当していなかつた場合には、妻は寡婦年金を受け取ることができます。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 障害基礎年金を受け取った（※1）ことがある |
| 2 | 老齢基礎年金を受け取った（※2）ことがある |

（※1）令和3年3月31日以前の死亡の場合、亡くなった夫が障害基礎年金の受給権者であったときは支給されません。

（※2）生前ご本人が年金を受け取っていなかつた場合でも、遺族に未支給年金を受け取る権利が発生している場合は「受け取った」とみなされます。
ただし、生前ご本人が老齢基礎年金の繰下げ受給を予定していた場合は除きます。

⇒ 未-No. 1

⇒ 老-No. 9

☑ 亡くなった方の保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡した月の前月までの
の第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間、保険料免除期間の合計が10年以上であること。
ただし、学生納付特例および納付猶予等の免除期間以外の期間を有すること。

10年以上

（第1号被保険者としての）保険料納付済期間 + 保険料免除期間

⇒ 寡-No.7

寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

No.7-1 保険料納付済期間、保険料免除期間

寡婦年金



保険料納付済期間

保険料納付済期間とは？

- ・第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
- ・国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- ・保険料免除期間について保険料を追納した期間
- ・保険料未納期間について保険料を後納した期間
- ・時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
- ・国民年金保険料産前産後免除期間に該当する期間



保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

①法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

⇒ 加入・免除ガイド-No.18

②申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

⇒ 加入・免除ガイド-No.16

2. 納付猶予期間

①学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

⇒ 加入・免除ガイド-No.17

②納付猶予（令和12年6月まで）

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、

本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。
世帯主の所得は考慮されません。

⇒ 加入・免除ガイド-No.16

No.8-1 生計維持・同一関係とは

寡婦年金



妻の生計維持・同一関係の認定要件

妻と亡夫が、死亡日において生計を同一にしており、妻の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日において妻が亡夫と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において妻が亡夫と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において妻と亡夫の住所が住民票上異なっていたが、妻が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 亡夫から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 亡夫との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件
いずれか

- ① 死亡日において妻の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において妻の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において妻の一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当したこと
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において妻の定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

No.9-1 いくら？－年金額の計算－

寡婦年金

✓ 妻が受け取れる年金額

死亡した夫の第1号被保険者期間だけで計算した
老齢基礎年金の額

× 4分の3

✓ 死亡した夫の1号被保険者期間にかかる老齢基礎年金額 (令和4年度の額)

老齢基礎年金額
(満額) = 年額 **795,000円** (月額66,250円)

※ 既裁定者（68歳以上の方）の満額は、年額792,600円です。

<死亡した夫の老齢基礎年金の計算式>

※ 第1号被保険者として保険料を納付した月数

平成21年4月以後（から）の期間

$$795,000 \times \frac{\text{保険料納付済月数 (※)} + \text{全額免除月数} + \frac{4\text{分の1納付月数}}{4/8} + \frac{\text{半額納付月数}}{6/8} + \frac{4\text{分の3納付月数}}{7/8}}{480\text{月 (40年)}}$$

平成21年3月以前（まで）の期間

$$795,000 \times \frac{\text{保険料納付済月数 (※)} + \text{全額免除月数} + \frac{4\text{分の1納付月数}}{2/6} + \frac{\text{半額納付月数}}{4/6} + \frac{4\text{分の3納付月数}}{5/6}}{480\text{月 (40年)}}$$

No.9-2 いくら？－年金額の計算－

寡婦年金

注意点

寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

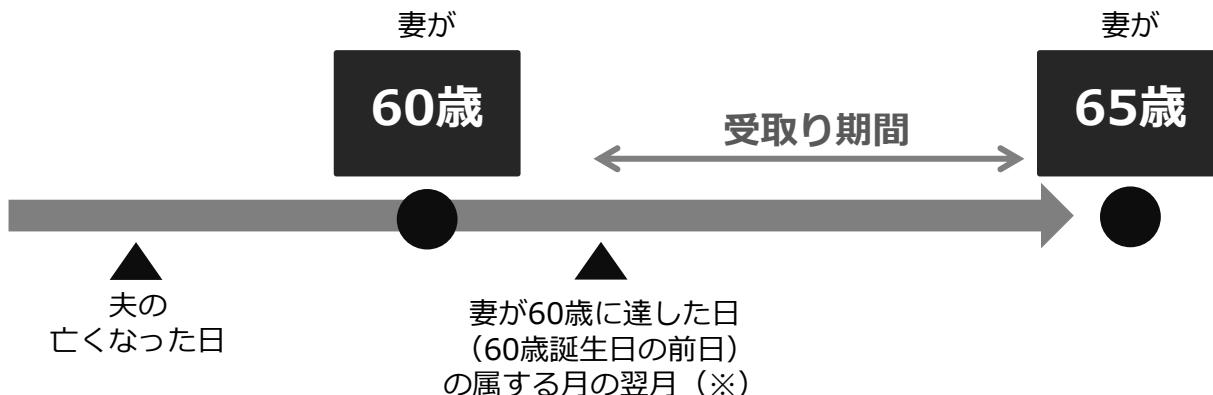
寡婦年金と死亡一時金の両方の受給要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

No.10-1 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

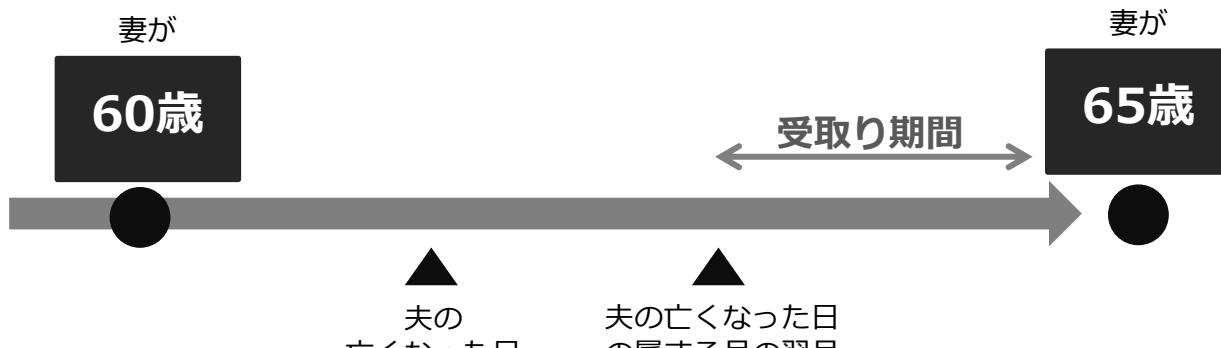
✓ いつから受け取れる？

例1：夫の亡くなった日に妻が60歳を超えていない場合



(※) 昭和36年10月10日生まれの妻の場合、60歳に達した日は令和3年10月9日となります

例2：夫の亡くなった日に妻が60歳を超えていた場合



No.10-2 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

☑ いつまで受け取れる？

寡婦年金は、亡くなった方の妻の状況の変化により受け取れなくなります。

妻の状況



下記の状況のいずれかに該当したときは、
その翌月から年金が受け取れなくなります。

1	65歳に達したとき（65歳誕生日の前日）（※）
2	亡くなったとき
3	婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしたとき
4	直系血族、直系姻族以外の者の養子となったとき
5	老齢基礎年金の繰上げ請求を行ったとき



寡-NO. 6

（※） 昭和31年10月10日生まれの妻の場合、65歳に達したときは令和3年10月9日
となります

No.10-3 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

✓ いつから入金されるか

<最初の入金>

- 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（土日祝日の場合は直前の営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月分から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月分から直近の偶数月の前月分までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



<通常の入金>

- 偶数月の15日**に入金されます。
- 土曜日、日曜日、祝日の場合はその直前の営業日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



No.11-1 死亡の推定と失踪宣告

寡婦年金

✓ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明等となつた際、ともに行方不明となつた方の生死が3ヶ月間分からぬ場合または死亡が3ヶ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からぬ場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となつた日に、その方は、死亡したものと推定します。

3ヶ月間生死が分からぬ場合

死亡推定日

3ヶ月間

行方不明日
=受給権発生日

請求日

3ヶ月以内に死亡が明らかになつたが、死亡の時期が分からぬ場合

死亡推定日

3ヶ月間

行方不明日
=受給権発生日

遺体発見日

請求日

- ※ 東日本大震災により行方不明となつた際、行方不明となつた方の生死が3ヶ月間分からぬ場合または死亡が3ヶ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からぬ場合には、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となつた際と同様に取り扱います。

No.11-2 死亡の推定と失踪宣告

寡婦年金

失踪宣告

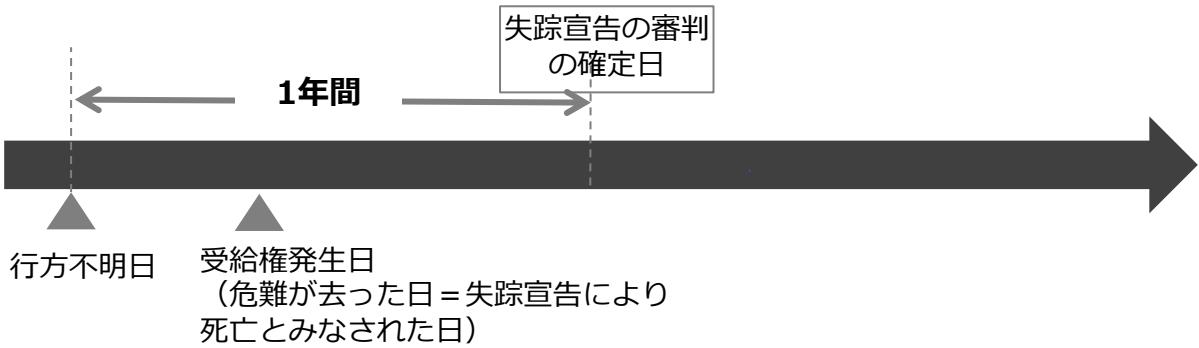
普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の保険料納付要件			行方不明日
生計維持関係	行方不明日		
身分関係			失踪宣告により死亡とみなされた日
年齢			

No.12-1 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

寡婦年金

損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

✓ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償金受取り後に寡婦年金の受取りが開始した場合

支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。

例 1



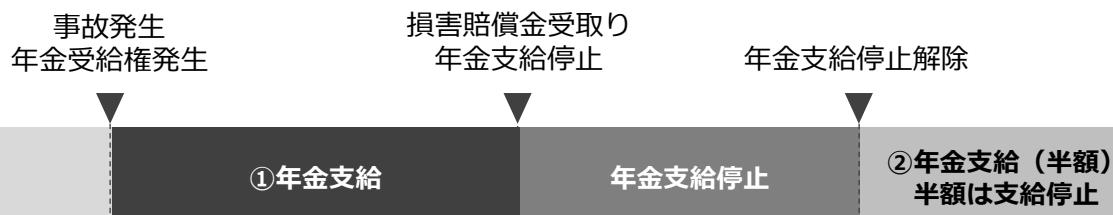
調整による支給停止期間：最長3年

2. 寡婦年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合

損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。

その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。

例 2



調整による支給停止期間：最長3年

✓ 支給停止される金額

損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。

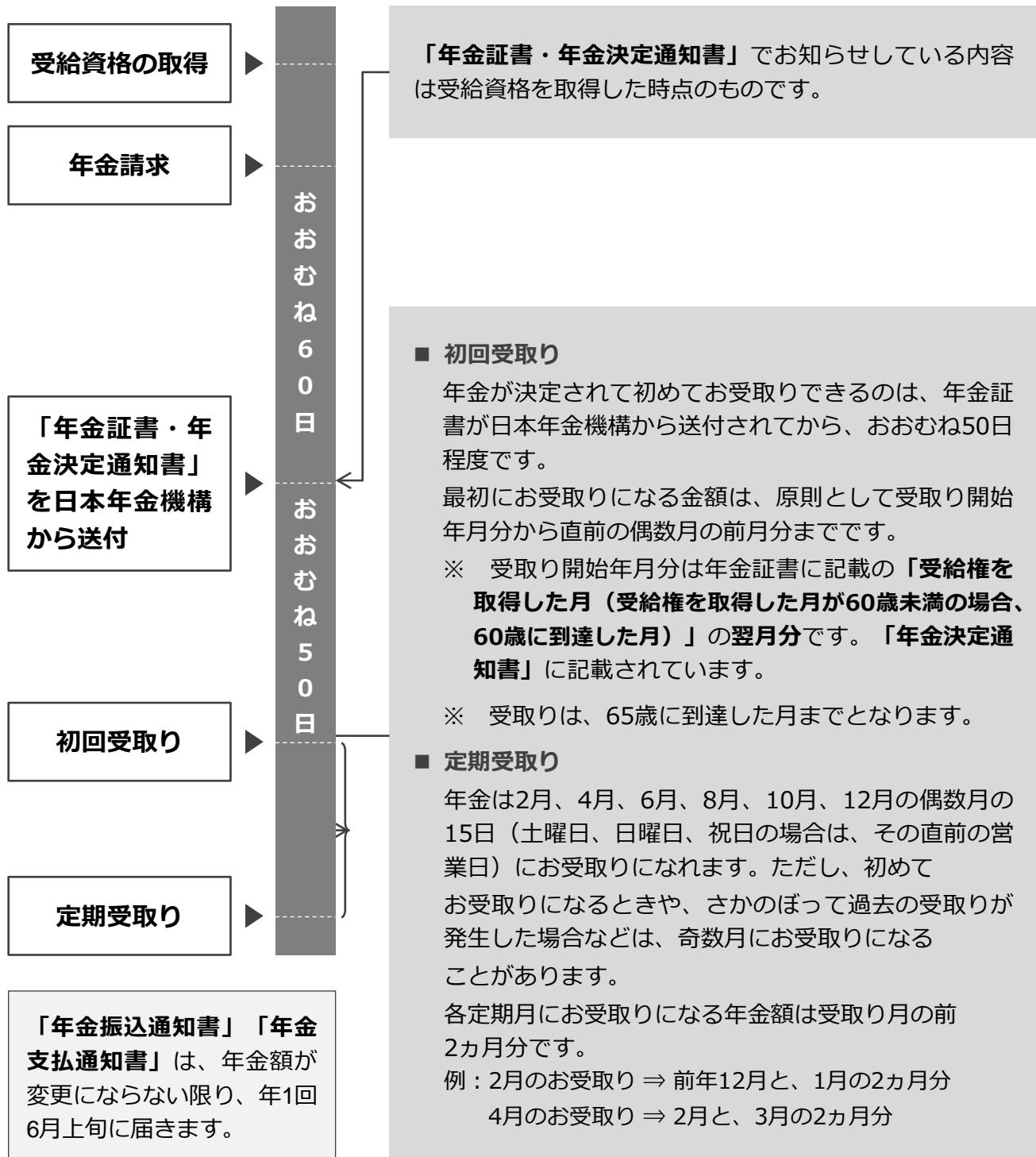
慰謝料、医療費などは対象外です。

No.13-1 請求後の流れ

寡婦年金

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.13-2 請求後の流れ

死亡一時金

寡婦年金

● 年金証書・年金決定通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書																																		
年金の種類	基礎年金番号	年金コード																																
受給権者の氏名																																		
受給権者の生年月日 年 月 日			受給権を取得した年月 年 月																															
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。																																		
年 月 日			厚生労働大臣 見本																															
I 厚生年金保険 年金決定通知書 1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法 第 条の 2. 年金額の内訳																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払開始年月</th> <th>基本となる年金額(円)</th> <th>加給年金額または加算額(円)</th> <th>繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)</th> <th>支給停止額(円)</th> <th>年金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元号 年 月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給停止理由</td> <td>支給停止期間</td> <td colspan="2">年 月～ 年 月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						支払開始年月	基本となる年金額(円)	加給年金額または加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)	元号 年 月						支給停止理由	支給停止期間	年 月～ 年 月まで														
支払開始年月	基本となる年金額(円)	加給年金額または加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)																													
元号 年 月																																		
支給停止理由	支給停止期間	年 月～ 年 月まで																																
3. 加入期間の内訳																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①厚生年金保険の加入期間</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>②厚生年金保険の戻時加算期間</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>③船員保険の戻時加算期間</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>④沖縄農林期間</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>⑤沖縄免除期間</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>⑦旧令共済組合期間</td> <td>月</td> </tr> </tbody> </table>						加入期間	月数	①厚生年金保険の加入期間	月	②厚生年金保険の戻時加算期間	月	③船員保険の戻時加算期間	月	④沖縄農林期間	月	⑤沖縄免除期間	月	⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月	⑦旧令共済組合期間	月													
加入期間	月数																																	
①厚生年金保険の加入期間	月																																	
②厚生年金保険の戻時加算期間	月																																	
③船員保険の戻時加算期間	月																																	
④沖縄農林期間	月																																	
⑤沖縄免除期間	月																																	
⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月																																	
⑦旧令共済組合期間	月																																	
4. 加給年金額対象者等の内訳																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加給年金額対象者</td> <td>配偶者</td> <td>(区分)</td> <td>子</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>遺族加算区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						加給年金額対象者	配偶者	(区分)	子	人	遺族加算区分																							
加給年金額対象者	配偶者	(区分)	子	人																														
遺族加算区分																																		
II 国民年金 年金決定通知書 1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条の 2. 年金額の内訳																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払開始年月</th> <th>基本となる年金額(円)</th> <th>加算額(円)</th> <th>繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)</th> <th>支給停止額(円)</th> <th>年金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元号 年 月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給停止理由</td> <td>支給停止期間</td> <td colspan="2">年 月～ 年 月まで</td> <td>加算額対象者</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>						支払開始年月	基本となる年金額(円)	加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)	元号 年 月						支給停止理由	支給停止期間	年 月～ 年 月まで		加算額対象者	人											
支払開始年月	基本となる年金額(円)	加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)																													
元号 年 月																																		
支給停止理由	支給停止期間	年 月～ 年 月まで		加算額対象者	人																													
3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国民年金の保険料納付済期間等</th> <th colspan="2">第1号期間 (国民年金加入期間)</th> <th colspan="2">第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)</th> <th rowspan="2">第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)</th> </tr> <tr> <th>納付</th> <th>月 4分の1免除</th> <th>月 ()</th> <th>厚生年金保険</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(付加)</td> <td>半額免除</td> <td>月 ()</td> <td></td> <td></td> <td>月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月 4分の3免除</td> <td>月 ()</td> <td>共済組合</td> <td>月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>全額免除</td> <td>月 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)	納付	月 4分の1免除	月 ()	厚生年金保険	月	(付加)	半額免除	月 ()			月		月 4分の3免除	月 ()	共済組合	月			全額免除	月 ()			
国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)																													
	納付	月 4分の1免除	月 ()	厚生年金保険		月																												
(付加)	半額免除	月 ()			月																													
	月 4分の3免除	月 ()	共済組合	月																														
	全額免除	月 ()																																
※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の()内の月数は平成21年4月以降の月数です。																																		
※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。 III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>障害の等級</td> <td>級号</td> </tr> <tr> <td>診断書の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次回診断書提出年月</td> <td>年 月</td> </tr> </table>						障害の等級	級号	診断書の種類		次回診断書提出年月	年 月																							
障害の等級	級号																																	
診断書の種類																																		
次回診断書提出年月	年 月																																	
年 月 日																																		
様																																		
上記のとおり決定しましたので 通知します。																																		
厚生労働大臣 見本																																		

No.13-3 請求後の流れ

● 年金振込通知書

死亡一時金

寡婦年金

● 年金額改定通知書

No.13-4 請求後の流れ

● 統合通知書

死亡一時金

寡婦年金

<p style="text-align: center;">料金後納 郵便</p>																			
<p style="text-align: right;">親 展</p>																			
<p style="text-align: center;">大 切 な お 知 ら せ</p>																			
<p style="text-align: center;">内にある内容を確認いただき、誤りはお手に替えてください。</p>																			
<p>開封前にあて名 で横断ください。</p>		<p>日本年金機構 Japan Pension Service</p>																	
<p>この封筒の裏面を横断して開けます。あて名記入欄が複数ありますので、必ず記入して下さい。記入漏れがある場合は、年金支給権利者登録の申請書類を提出する必要がありますが、「開封」と記入し、郵便ボックスへお投函ください。</p>		<p>〒102-8505 東京都千代田区西 三丁目5番2号</p>																	
<p>宛名の内へはつくり印がついています。間にぬれいる場合は、よくかみかじめてください。</p>																			
<p>国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書</p>																			
<p>あなたの年齢 年金支給権利者番号</p>																			
<p>年金コード 年給付責任氏名</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和 年 月からの 年金額</th> <th colspan="2">参考:改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 命 年 金 (基礎年金)</td> <td>基 本 額 支 給 休 止 年 金 領</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>厚 生 年 金 保 険</td> <td>基 本 額 支 給 休 止 年 金 領</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計年金額(年額)</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				令和 年 月からの 年金額		参考:改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)		国 命 年 金 (基礎年金)	基 本 額 支 給 休 止 年 金 領	円	円	厚 生 年 金 保 険	基 本 額 支 給 休 止 年 金 領	円	円	合計年金額(年額)		円	円
令和 年 月からの 年金額		参考:改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)																	
国 命 年 金 (基礎年金)	基 本 額 支 給 休 止 年 金 領	円	円																
厚 生 年 金 保 険	基 本 額 支 給 休 止 年 金 領	円	円																
合計年金額(年額)		円	円																
<p>年金額は、資金や物価の変動に応じて毎年改定を行なう制度となりました。改定は、生年月日によって、昨年度から2.7%または4.1%改定されることがあります。詳細は、画面をご覧ください。</p>																			
<p style="text-align: right;">令和 5 年 6 月 1 日</p>																			
<p style="text-align: right;">印 影</p>																			
<p style="text-align: center;">厚 生 労 傅 大 臣</p>																			
<p>(この通知書は、年金権利者様のもので、大変に重要なものです。大切に保管してください。)</p>																			
<p>年金振込通知書 (振込予定期) 令和 5 年 6 月 15 日</p>																			
<p>以下の内容は、年金の振込先の年金支給権利者様のものです。 印込みは令和 5 年 月から令和 5 年 月末までの各振込月に行なわれます。(「振込予定期」は画面をご覧ください。)</p>																			
<p>年金の種類、年齢 年金支給権利者番号</p>																			
<p>年金コード 年給付責任氏名</p>																			
<p>年支払額</p>																			
<p>令和 年 月からの 年支払額</p>																			
<p>令和 年 月の 年支払額</p>																			
<p>参考:前回支払額 (令和 年 月の 年支払額)</p>																			
<p>年会員登録</p>																			
<p>介護保険登録</p>																			
<p>有料老人ホーム登録</p>																			
<p>個人在宅登録</p>																			
<p>扶助登録</p>																			
<p>3. お問い合わせは、支給窓口、支給事務課、支給係、支給係長等と申します。(キャラクター無し。)</p>																			
<p>4. お問い合わせの場合は、年金の支給窓口である年金支給権利者の住所(郵便番号)を記入して、6月15日前までに郵便局に提出して下さい。</p>																			
<p>5. お問い合わせの場合は、年金の支給窓口である年金支給権利者の住所(郵便番号)を記入して、6月15日前までに郵便局に提出して下さい。</p>																			
<p>6. 令和4年4月以降の年金の支給権利者の方は、支給窓口に年金の支給権利者登録をおこなって下さい。</p>																			
<p style="text-align: right;">印 影</p>																			
<p style="text-align: center;">郵便番号 支給窓口 年生労働省 厚生労働省年金局事業企画課</p>																			

● 年金支払通知書

年金支払通知書

このおらせ
について

年金証書の基礎年金番号・年金コード	((1)+(2)-(3)-(4)のア)	円
年金の種類	((1)-(3)-(4)のア)	円
支払先（支払先）	((1)-(3)-(4)のア)	円

表記【支払額内訳表】の(1)番目の数字に対応しています。

【支払額の項目別内訳表】

項目			
(1) 定期支払額			
(2) 過去分の支払額（一時払）			
税	社会保険料額 介護保険料額 国民健康保険料(税)額 所得税額 後期高齢者医療料額		
被扶養者	個人住民税額		
(3) 支払調整額	ア 各支払で調整する額 イ 次回以降で調整する額の合計		

- 過去月の15日に定期的にお支払いする額です。(15日が休日の場合は、直前の会賃期間の営業日です。)
- 支払は複数あります。例えば、2月分・3月分は4月にお支払します。
- (1)定期支払額、過去分の支払額(1)の合計は、直前の定期支払額を表示しておらず、過去の会賃額や過払額が含まれていた場合、実際に支払わなければ開くことがあります。
- 過去にかのかのびて年金が決定・変更された場合は、定期支払額とは別にお支払いする額です。
- 過去にかのかのびて年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった年金額の合計額です。
- 基礎特別加算額が含まれている場合は、「(2)」が表示されています。
- 保険料(税額)は、市区町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。
- それなりにですが、年金から特別徴収する保険料(税額)と個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村にお願いします。
- 今まで受け取っていた年金を過去にかのかのびて変更した場合は、これまでに払いすぎた年金額、また、過去にかのかのびて過去の決済内容を訂正した場合は、これまでに払いすぎた年金額を記載しています。
- 年金過去にかのかのびて変更したために、これまでに払い過ぎた年金額を記載してお返しいただく場合があります。
- お返しいただく額が多い場合、分割でお返しいただくことがあります。そのため、今回の支払額でお返しいただく額と次回以降のお支払いでお返しいただく額とに分けて表示しています。

厚生労働省
官報文書室
厚生労働省年金局事業企画課長

2004 10月 024 2010

【支払額内訳表】(表面の(1)、(2)、(4)の項目の内訳は以下のとおりです。)

表面【支払額の項目別内訳表】の項番の()数字に対応しています。

(5) 項番	(6) 支払対象期間 月数 カ月	(7) 支払年金額または 変更後年金額 (年額)	(8) 支払年金額または 変更後年金額 (年額)	(9) 支払前年金額 (年額)	(10) 差引支払年金額 (年額)	(11) 支払額 円

○今回お支払いする年金の対象月となる期間です。

○年金の支払いは、5年を通して原則によりお支払いできません。(6)支払対象期間の前に「印がある場合は、時局になつた年金があります。お支払いできる場合は「印の年月以降の分になります。」

○(8)支払年金額は定期支払額の計算の基礎となる年金額です。

○過去にさかのばって年金額が変更された場合は、(8)支払後年金額と(9)支払前年金額がそれぞれ記載されます。

○(10)支払額は、(9)差引支払年金額を(11)月数で割った金額を乗じて得るものとします。

なお、(11)未満の場合は四捨五入の関係で、上記の計算結果と異なる場合があります。

* (6)支払対象期間中に、支払調整(10)と記載がある方はこちらをご覧ください。

○(1)中のカッコの番号は、今回のお支払いで加算、減算した理由を表しています。

調整の理由		調整の理由
「01」	2つ以上の年金を受け取る場合が発生している場合は、支払額を算出する際に考慮してあります。特に、前回受け取った年の支払額がある場合は支払額を引き支払額で調整しています。	「06」「08」 今までに受けている年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて算出しています。
「03」	支払の先の金融機関の変更がありましたので(銀行から郵便局、または郵便局から銀行)、あらためてお支払いすることになります。	「41」 現在支払する計算条件と既往支払額等の年金が記載されていないため、お支払の一部を一時差止めています。届書をご提出いただけにより、差止めしていた額をお支払いします。
「04」	郵便局でお支払いするための年金通知書の支払期日が過ぎてしましました。そのため、あらためてお支払いすることになります。	「51」 今回のお支払いの前に発生した過払額を、今回の支払額で差し引いて算出しています。なぜなら、この過払額が支払額を超過してしまっても、返却する場合はお支払い時に尋ねまでは減額の変更があったためです。
「06」	年金の決定内容に訂正がありました。今までにお支払いたしました金額で調整しています。	その他 その他の理由により、過払額及び未払額を今回の支払いで加算、減算したことを表示しています。
「33」	死された方が受け取っていた年金の過払額を、今回の支払額基準年金または遺族年生年金の支払額で差し引いて調整しています。	

「ねんきんダイヤル」年金相談に関するお問い合わせ電話番号	
0570-05-1165	
050から始まる電話でかけられる場合は 050-3-6700-1165	
(東京) 03-6700-1165	
お問い合わせ 料金	午前 8時~午後 4時
お問い合わせ 料金	午前 8時~午後 5時
お問い合わせ 料金	午前 8時~午後 5時
お問い合わせ 料金	午前 8時~午後 5時
※お問い合わせ料金は、電話料金を除く料金です。料金は各回の通話料金となります。	
※お問い合わせ料金は、電話料金を除く料金です。料金は各回の通話料金となります。	

お問い合わせの予約は「**予約受付専用電話**」へ

0570-05-4890

050から始まる電話でかけられる場合は
050-3-6731-7521

(東京) 03-6731-7521

お問い合わせ料金
午前 8時~午後 4時

お問い合わせ料金
午前 8時~午後 5時

お問い合わせ料金
午前 8時~午後 5時

※お問い合わせ料金は、電話料金を除く料金です。料金は各回の通話料金となります。

※お問い合わせ料金は、電話料金を除く料金です。料金は各回の通話料金となります。

日本年金機構ホームページをご利用ください。 <https://www.nenkin.go.jp> [日本年金機構] [窓口]

2304 1018 025 2020



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

死亡一時金

必ず提出・添付するもの

- 国民年金死亡一時金請求書
- 亡くなつた方の年金手帳、または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）（請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要）
- 亡くなつた方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、法定相続情報一覧図の写しのいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなつた方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなつた方が確認できない場合のみ）

生計同一関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書（亡くなつた方と別居等されている請求書の場合で、第三者の証明もしくは第三者の証明に代わる書類の添付が必要）
- 事実婚関係に関する申立書（該当する方の場合に必要）



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

死亡一時金

【第三者の証明に代わる書類】

- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 給与明細または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- 定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合

その他、状況によって必要な書類

- 委任状（代理人が手続きする場合）
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

死亡一時金

必ず提出・添付するもの

- 提出書類「国民年金死亡一時金請求書」

提出日		令和XX年XX月XX日										二次元コード			
死 亡 し た 方	基礎年金番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	フリガナ	キンキン	タロウ	
	基礎年金番号以外の手帳記号番号											氏名	(姓) 年金	(名) 太郎	
	生年月日	大正昭和 平成	XX年XX月XX日	死亡年月日	令和XX年XX月XX日										
住所	杉並 市・区 町・村 高井戸西3-5-24〇〇マンション205														
精 求 者	フリガナ	キンキン			ハナコ			生年月日	大正昭和 平成・令和 XX年XX月XX日						
	氏名	(姓) 年金			(名) 花子										
	個人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	死亡者との関係	妻	電話番号	XX-XXXX-XXXX
	住所	〒168-0071 市・区 町・村 杉並 高井戸西3-5-24〇〇マンション205													
受 取 機 関	ア、金融機関	イ、ゆうちょ銀行(郵便局)			甲、支払用口座を下線に必ず記入ください。 また、複数の口座がある場合は複数の口座として記載する場合は、各線に記入ください。			解約済金コード	フリガナ	キンキン	ハナコ				
	公金受取口座として登録済の口座を指定							口座振込	口座名義人氏名	(姓) 年金	(名) 花子				
	ア 金融機関コード 支払用コード フリガナ	タロウ			スミナ			解約済金	口座番号(左詰めで記入)						
	高井戸	杉並						支店番号	1. 普通	XXXXXX					
	イ ゆうちょ銀行	支払用コード			預金種別			口座番号の記入欄	金融機関又はゆうちょ銀行の証明書(注)の裏面に記載(印影)の口座への振込みせで記入。						
							記号(左詰めで記入)	記号(右詰めで記入)							
9 9 0 0 0 0 0 0	1. 普通			-											
※2 通帳等の取扱い書類(領収書、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の変遷)添付する場合は公金受取口座を指定する場合、説明は不要です。															
先駆性者 の有無	死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた人がいましたか。														
	①配偶者	②子	③父母	④孫	⑤祖父母	⑥兄弟姉妹	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
他の 同居性者	氏名		就業	生年月日		住所		請求の有無							
			大正昭和年月日					有・無							
ア、寡婦年金を受けることができるが死亡一時金を選択する。 イ、寡婦年金を受けることができない。															
(記入上の注意事項等もご覧ください。)															

【添付記入欄】

第1号納付期間	月 数		納期	市区町村受付	支給決定金額	
定期納付	(月 × 1/1) =	月	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他	1. 有 2. 無	定期・免除非課に 基づく金額	円
4分の1免除	(月 × 3/4) =	月			付加納付月数に 基づく金額	円
半額免除	(月 × 1/2) =	月			合計	円
4分の3免除	(月 × 1/4) =	月				
合 计		月				
付 加 納 付		月				

年金事務所 決算欄			中央年金センター 様式欄	
決 算	二 次	一 次	二 次	一 次

(保存期間 5年)





請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

- 国民年金寡婦年金裁定請求書
- 亡くなった方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>



- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）（年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要）
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）

生計維持関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と別居等されている請求書の場合で、第三者の証明もしくは第三者の証明に代わる書類（次ページ参照）の添付が必要）
- 事実婚関係に関する申立書（該当する方の場合に必要）
- 収入に関する認定書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

【第三者の証明に代わる書類】

- ・健康保険被保険者証または組合員証等
※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- ・給与明細または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- ・源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- ・定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等
※定期的に送金がある場合

収入に関する下記のいずれかの書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票 ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合
- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）※国民年金第3号被保険者の場合
- 年金証書および決定通知書（裁定通知書）
※公的年金の加給年金額対象者または加算対象者の場合
- 国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書
※国民年金保険料免除者の場合
- 保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合

亡くなられた原因が第三者行為の場合に必要な書類

- 第三者行為事故状況届
- 交通事故証明または事故が確認できる書類 ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写しなど
- 確認書
- 被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類 ※源泉徴収票、健康保険証の写し、学生証の写し等
- 損害賠償金の算定書 ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの
- 同意書

その他、状況によって必要な書類

- 委任状（代理人が手続きする場合）
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

● 提出書類「国民年金寡婦年金裁定請求書」

受付登録コード																						
1 7 4 1																						
入力宛地コード																						
6 3 0 0 0 4																						
年金コード																						
5 9 5																						
年金請求書(国民年金寡婦年金)																						
様式第109号																						
死亡した人夫	●基礎年金番号	X X X X X X X X X X	二次元コード																			
	●生年月日	明 大 暦 平 1 3 5 7	X X X X X X X X X X	○印欄には、記入しないでください。 (※印欄には、記入しないでください。) ○星印欄のホールペインで記入ください。 ○フリガナはカタカナで記入ください。																		
	氏名(フリガナ)	年 金	(名) 太 郎																			
	※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めで記入ください。																					
請求者	●個人番号(または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X	●郵便番号																			
	●生年月日	明 大 暦 平 1 3 5 7	X X X X X X X X X X																			
	氏名(フリガナ)	年 金	(名) 花 子																			
	●住所の郵便番号	●住所コード	(フリガナ) スギナミ	タウイドニシトトロロマントジョン265																		
1680071	*	杉正	高井戸西3-5-24 ロコワード265号室																			
被保険者	被保険者に記載していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。																					
	厚生年金保険											国民年金										
	船員保険																					
	●被保険者に記載していない方は、つけることに該当えください。(記入した方は、回答の必要はあります。)											●該当欄に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことありますか。○で囲んでください。 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない										
請求者	厚生年金保険											国民年金										
	船員保険																					
	●該当欄に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入しておられた場合は、左欄に記して下さい。																					
●年金受取権関係											○フリガナ											
1. 金額権関係(うち上級行を除く)											(フリガナ) キンキヨコ											
2. ゆうちょ銀行(専用欄)											(フリガナ) ニシキヨコ											
□会金受取口座として登録された口座記入											(フリガナ) ニシキヨコ											
年金受取権	●会金受取コード	●支店コード	(フリガナ) タカハシ	●会金受取人氏名	○印欄																	
	*	*	高井戸	高井戸西3-5-24	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店			
	●貯金口座の口座番号											各被保険者またはゆうちょ銀行の登録欄(貯金口座の登録欄)へ記入してください。										
	右欄(左詰めで記入)					左欄(右詰めで記入)					各被保険者の氏名(フリガナ)と被保険人氏名(フリガナ)が同じであることをご確認ください。											
会金受取の第1会金受取銀行、支店名、口座名(姓氏名フリガナ)、口座番号の前を後付する場合は、会金受取口座を指定する場合、登録は不要です。																						
連絡欄																						



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

②あなたは、現在、公的年金制度（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 受けていない	3. 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
----------	---	--------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金控査の年金コードまたは記号番号等
		・・・	
		・・・	
		・・・	

※「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

※「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含みます。

<input checked="" type="checkbox"/> 年金コードまたは共済組合コード・年金種別				
1				
2				
3				
<input type="checkbox"/> 他年金種別				

<input checked="" type="checkbox"/> 上外	<input type="checkbox"/> 第三者行為
上外	
1	2

<input checked="" type="checkbox"/> 受給権発生年月日	<input type="checkbox"/> 条文	<input type="checkbox"/> 備考	<input checked="" type="checkbox"/> 停止期間
元年 月 日	0 1 4 9 0 0 1 0 0		元年 月 日 元年 月 日

<input checked="" type="checkbox"/> 失業理由	<input checked="" type="checkbox"/> 失業年月日
	年 月 日

①時効区分		◆終了表示	E	
-------	--	-------	---	--

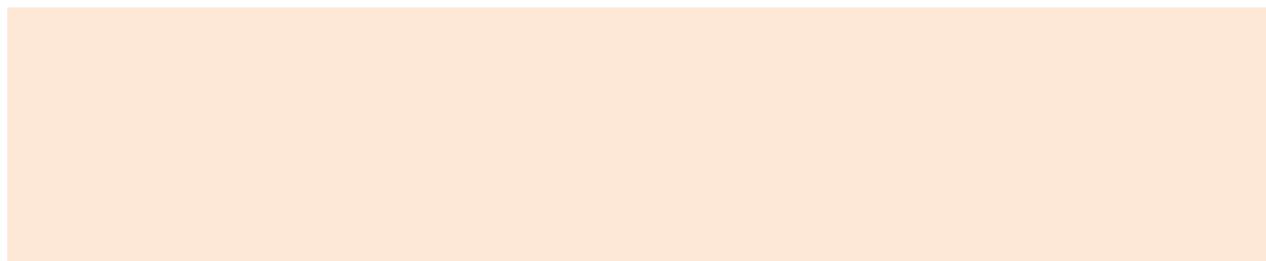
★ 市区町村 からの選 択事項	未納保険料 の納付	有 無	昭和・平成・令和 年 月分から 昭和・平成・令和 年 月分まで	未納保険料の 未納分の納付	有 無	昭和・平成・令和 年 月分から 昭和・平成・令和 年 月分まで
	保険料の追納	有 無	昭和・平成・令和 年 月分から 昭和・平成・令和 年 月分まで	検認票の添付	有 無	



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

必ず提出・添付するもの



請求者の
電話番号 (XX) - (XXXX) - (XXXX)

必ず ご 記入 く だ き い 。	(1) 死亡した方の生年月日	令和XX年XX月XX日	住 所	杉屋巴高戸山3-5-24 ロコマンション205号室
	(2) 死亡年月日	(3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称		(4) 傷病または負傷の発生した日
	令和XX年XX月XX日	心不全		令和XX年XX月XX日
	(5) 傷病または負傷の初診日	(6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因		(7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。
	年 月 日			1. は い 2.いいえ
	(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所		氏 名	
			住 所	
	(9) 死亡の原因は業務上ですか。		(10) 労災保険から給付が受けられますか。	(11) 労働基準法による通勤特許が受けられますか。
	1. は い 2.いいえ		1. は い 2.いいえ	1. は い 2.いいえ
	(12) 死亡した方は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。		1. は い 2.いいえ	
(13) 死亡した方が次の年金を受けていましたか。(※)		ア. 老齢基礎年金 イ. 障害基礎年金(旧国民年金法による障害年金(障害福祉年金を除く)を含む)	1. は い 2.いいえ	
(14) 死亡一時金を受け取ることができますが寡婦年金を選択しますか。		1. は い 2.いいえ		

(※) 死亡年月日が令和3年3月31日以前のときは、死亡した方が障害基礎年金の支給を受けていたことがなくても受け取る権利があった場合(障害基礎年金の受給権発生月に死亡した場合)は、年金を受けていた方に含まれます。

② 生計維持申立				
生 計 同 一 關係	請求者は死亡者と生計を同じくしていたことを申し立てます。 令和XX年XX月XX日 請求者 住 所 杉屋巴高戸山3-5-24 ロコマンションXXX号室			
	氏 名 年金花子			
取 入 關係	1. この年金を請求する方はつぎにお答えください。		◆確認欄	
	年収は、850万円未満ですか。		はい・いいえ	ア. 離婚等被扶養者(第三号被保険者) イ. 加算額または加給年金額対象者 ウ. 国民年金保険料免除世帯 エ. 賃料控除額・非課税証明等
	2. 上記1で「いいえ」と答えた方で、収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。		はい・いいえ	

令和XX年XX月XX日提出



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなつた方の配偶者・子である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子用

様式3

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあつたことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなつた当時、生計を同じくしていました。

- ① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

- ② 亡くなつた方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなつた当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____ (①との続柄：)

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。

【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなつた方の配偶者・子である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子用

様式3

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

(1) 別居していた理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

②（亡くなつた方）から①（請求される方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月・約_____回程度）

経済的援助の内容

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなつた方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月・約_____回程度）

経済的援助の内容

(3) 音信・訪問の状況について、以下の⑦～⑨に記載してください。

⑦ 音信の手段（訪問・電話・メール・その他：_____）

⑧ 訪問回数（年・月・週：約_____回程度）

⑨ 音信・訪問の内容

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合（住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合）または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和_____年_____月_____日 ※ 埋面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外用

様式4

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和_____年_____月_____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____ (①との続柄： _____)

上記①・②の方の状況に応じて、次の1、2のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別住所となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外用

様式4

2. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

【経済的援助の状況について、以下に記載してください。】

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額（年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額（年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

第三者による証明欄

* 生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和_____年_____月_____日 * 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____

* 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と
氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

死亡一時金

事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事実婚用

様式7

事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたこと並びに生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って夫婦としての共同生活を営み、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（配偶者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。

【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

死亡一時金

事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事寒婚用

樣式7

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

- (1) 別居していた理由を以下に記載してください。

- (2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

②(亡くなつた方)から①(請求される方)に対する経済的援助(あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 回程度)

経済的援助の内容

⑨ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

① (請求される方) から② (亡くなった方) に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容

- (3) 音信・訪問の状況について、以下のア～ウに記載してください。

⑦ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他：)

④ 訪問回数 (年・月・週: 約) 回程度)

④ 音信・訪問の内容

第三者による証明欄

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和 年 月 日 ※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

姓名 單話番号

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と
氏名を記入して下さい。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

死亡一時金

寡婦年金・死亡一時金の支給要件の確認に関する申立書（参考様式）

寡婦年金・死亡一時金の支給要件の確認に関する申立書

生前の 〇〇 〇〇 は、老齢基礎年金の受給について、65歳時に遡らずに、
今後の年金受給（支給の繰下げ）を予定しておりました。

以上について相違ありません。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
(〇〇年金事務所長 殿)

住所

氏名

-遺族（請求者）の範囲 -

= 「三親等の傍系血族」

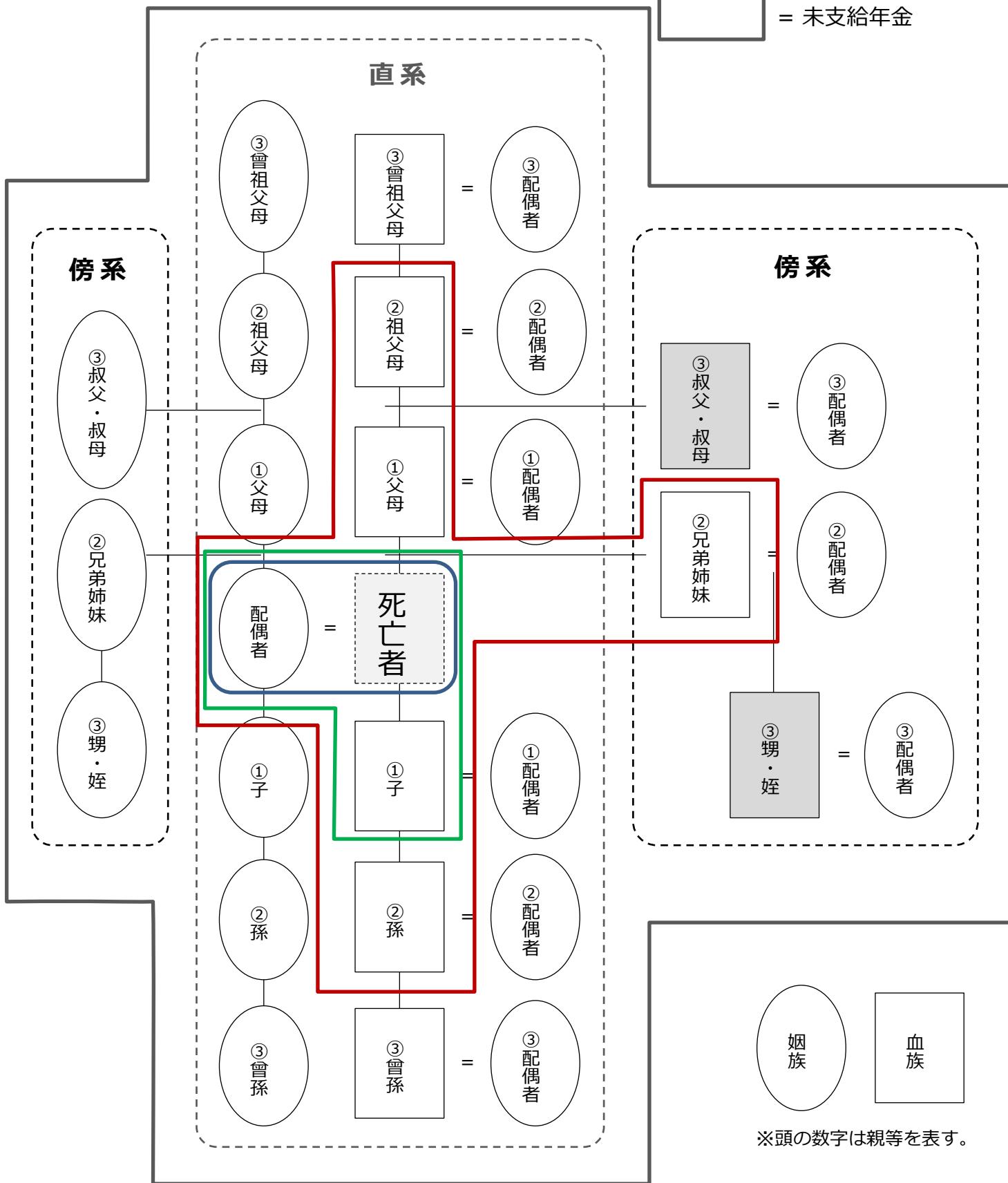
※ 死亡者および請求者の三親等内の親族は、第三者証明の認証が不可能。

 = 寡婦年金

 = 遺族基礎年金

 = 死亡一時金

 = 未支給年金



※頭の数字は親等を表す。

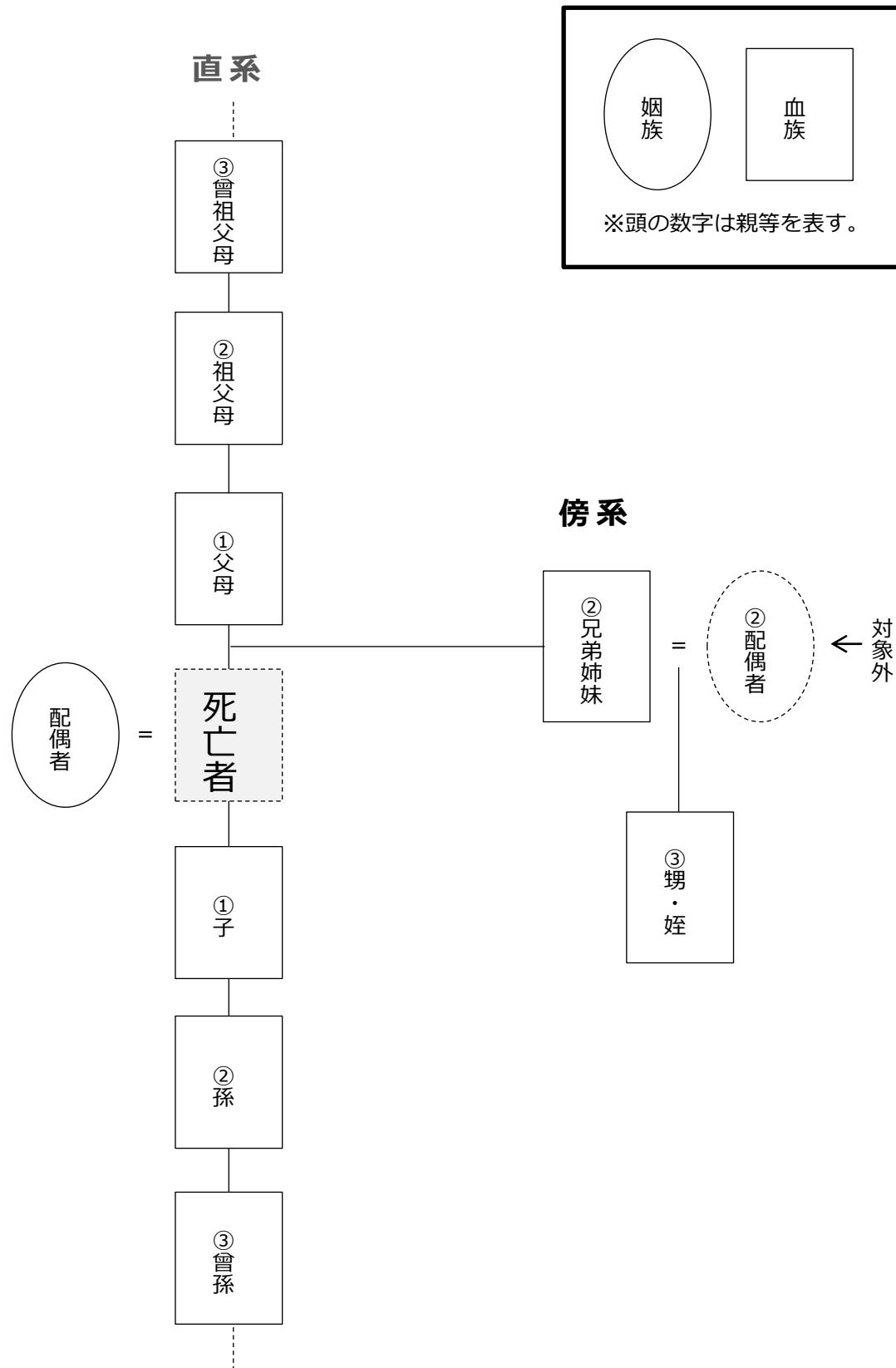
- 法定相続人の範囲 -

※ 配偶者は常に相続人となる。

第1順位：直系卑属（子、孫、曾孫など）

第2順位：直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）

第3順位：兄弟姉妹



- 年齢早見表 - (令和6年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和8	1933	91	昭和38	1963	61	平成5	1993	31
昭和9	1934	90	昭和39	1964	60	平成6	1994	30
昭和10	1935	89	昭和40	1965	59	平成7	1995	29
昭和11	1936	88	昭和41	1966	58	平成8	1996	28
昭和12	1937	87	昭和42	1967	57	平成9	1997	27
昭和13	1938	86	昭和43	1968	56	平成10	1998	26
昭和14	1939	85	昭和44	1969	55	平成11	1999	25
昭和15	1940	84	昭和45	1970	54	平成12	2000	24
昭和16	1941	83	昭和46	1971	53	平成13	2001	23
昭和17	1942	82	昭和47	1972	52	平成14	2002	22
昭和18	1943	81	昭和48	1973	51	平成15	2003	21
昭和19	1944	80	昭和49	1974	50	平成16	2004	20
昭和20	1945	79	昭和50	1975	49	平成17	2005	19
昭和21	1946	78	昭和51	1976	48	平成18	2006	18
昭和22	1947	77	昭和52	1977	47	平成19	2007	17
昭和23	1948	76	昭和53	1978	46	平成20	2008	16
昭和24	1949	75	昭和54	1979	45	平成21	2009	15
昭和25	1950	74	昭和55	1980	44	平成22	2010	14
昭和26	1951	73	昭和56	1981	43	平成23	2011	13
昭和27	1952	72	昭和57	1982	42	平成24	2012	12
昭和28	1953	71	昭和58	1983	41	平成25	2013	11
昭和29	1954	70	昭和59	1984	40	平成26	2014	10
昭和30	1955	69	昭和60	1985	39	平成27	2015	9
昭和31	1956	68	昭和61	1986	38	平成28	2016	8
昭和32	1957	67	昭和62	1987	37	平成29	2017	7
昭和33	1958	66	昭和63	1988	36	平成30	2018	6
昭和34	1959	65	昭和64／平成元	1989	35	平成31／令和元	2019	5
昭和35	1960	64	平成2	1990	34	令和2	2020	4
昭和36	1961	63	平成3	1991	33	令和3	2021	3
昭和37	1962	62	平成4	1992	32	令和4	2022	2

- 年齢早見表 - (令和5年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和7	1932	91	昭和37	1962	61	平成4	1992	31
昭和8	1933	90	昭和38	1963	60	平成5	1993	30
昭和9	1934	89	昭和39	1964	59	平成6	1994	29
昭和10	1935	88	昭和40	1965	58	平成7	1995	28
昭和11	1936	87	昭和41	1966	57	平成8	1996	27
昭和12	1937	86	昭和42	1967	56	平成9	1997	26
昭和13	1938	85	昭和43	1968	55	平成10	1998	25
昭和14	1939	84	昭和44	1969	54	平成11	1999	24
昭和15	1940	83	昭和45	1970	53	平成12	2000	23
昭和16	1941	82	昭和46	1971	52	平成13	2001	22
昭和17	1942	81	昭和47	1972	51	平成14	2002	21
昭和18	1943	80	昭和48	1973	50	平成15	2003	20
昭和19	1944	79	昭和49	1974	49	平成16	2004	19
昭和20	1945	78	昭和50	1975	48	平成17	2005	18
昭和21	1946	77	昭和51	1976	47	平成18	2006	17
昭和22	1947	76	昭和52	1977	46	平成19	2007	16
昭和23	1948	75	昭和53	1978	45	平成20	2008	15
昭和24	1949	74	昭和54	1979	44	平成21	2009	14
昭和25	1950	73	昭和55	1980	43	平成22	2010	13
昭和26	1951	72	昭和56	1981	42	平成23	2011	12
昭和27	1952	71	昭和57	1982	41	平成24	2012	11
昭和28	1953	70	昭和58	1983	40	平成25	2013	10
昭和29	1954	69	昭和59	1984	39	平成26	2014	9
昭和30	1955	68	昭和60	1985	38	平成27	2015	8
昭和31	1956	67	昭和61	1986	37	平成28	2016	7
昭和32	1957	66	昭和62	1987	36	平成29	2017	6
昭和33	1958	65	昭和63	1988	35	平成30	2018	5
昭和34	1959	64	昭和64／平成元	1989	34	平成31年／令和元	2019	4
昭和35	1960	63	平成2	1990	33	令和2	2020	3
昭和36	1961	62	平成3	1991	32	令和3	2021	2

年金相談窓口のご確認



年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
○○年金事務所	00-0000-0000	平日：○○時～○○時 土日祝：○○時～○○時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：○○時～○○時 土日祝：○○時～○○時
ねんきんダイヤル ※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日 は利用できません。	0570-05-1165	・月曜日：午前8時30分～午後7時00分（月曜日が祝日の場合は翌開所日） ・火曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ・第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分
○○市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：○○時～○○時 土日祝：○○時～○○時

- 年金請求窓口のご確認ほか -

✓ 国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号 被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先 経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

⇒ 老-No.10

- 年金額の推移 -

種別	年月	平成31(令和元).4~	令和2.4~	令和3.4~	令和4.4~	令和5.4~(※)	
		年額	年額	年額	年額	年額	
老齢基礎年金	(定額分)	(定額分)	(定額分)	(定額分)	(定額分)	(定額分)	
	780,100円 (満額)	781,700円 (満額)	780,900円 (満額)	777,800円 (満額)	795,000円 (満額)		
障害基礎年金	(付加年金)	(付加年金)	(付加年金)	(付加年金)	(付加年金)	(付加年金)	
	200円×納付 月数	200円×納付 月数	200円×納付 月数	200円×納付 月数	200円×納付 月数		
1級	975,125円	977,125円	976,125円	972,250円	993,750円		
2級	780,100円	781,700円	780,900円	777,800円	795,000円		
子の加算(1人)	224,500円	224,900円	224,700円	223,800円	228,700円		
3人目以後	74,800円	75,000円	74,900円	74,600円	76,200円		
遺族基礎年金	配偶者に支給する額	子が1人	1,004,600円	1,006,600円	1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円
	子が2人	1,229,100円	1,231,500円	1,230,300円	1,225,400円	1,252,400円	
	3人目以後	74,800円を 加算	75,000円を 加算	74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	
寡婦年金	子に支給する額	子が1人	780,100円	781,700円	780,900円	777,800円	795,000円
	子が2人	1,004,600円	1,006,600円	1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	
	3人目以後	74,800円を 加算	75,000円を 加算	74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	
死亡一時金	定額給付	36カ月以上 180カ月未満		120,000円			
		180カ月以上 240カ月未満		145,000円			
		240カ月以上 300カ月未満		170,000円			
		300カ月以上 360カ月未満		220,000円			
		360カ月以上 420カ月未満		270,000円			
		420カ月以上		320,000円			

※ 新規裁定者（67歳以下の方）の満額となります。